

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年12月14日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：15件

| No. | 号機等 | 不適合件名 | グレード | 備考 |
|-----|--------|--|-------|----|
| 1 | 2号機 | タービン建屋換気空調系活性炭ホールドアップ装置室排風機（A）出口ダンパ操作器（A）の点検において、作動用空気の微量リークが認められたため、当該操作器を修理 | G III | |
| 2 | 2号機 | 中央制御室換気空調系空調機（No. 2-1）暖房用空気加熱器の加熱蒸気圧力指示計に指示値不良（ドリフト）が認められたため、当該圧力指示計を点検・修理 | G III | |
| 3 | 3号機 | 中央制御室換気空調系再循環送風機（No. 3-5A）の出口ダンパ開閉表示灯の開側検出用リミットスイッチに動作不良が認められたため、当該リミットスイッチを点検・調整 | G III | |
| 4 | 4号機 | 廃棄物処理建屋高電導度ドレンサンプ漏えい検出器の点検において、接断差に精度外れが認められたため、当該漏えい検出器を交換 | G III | |
| 5 | 4号機 | 使用済燃料プールにおける模擬燃料集合体の移動作業を実施中、燃料交換機の原子炉側への移動操作が一時的に不可能となったため、原因調査後、対応検討 | G II | |
| 6 | 4号機 | 蒸気乾燥器・気水分離器保管ピット上において、補助プラットフォーム（仮設機器）を使用しての作業を実施中、当該プラットフォーム駆動用シャフトの固定ボルト（2本）が折損（6片に分割）し、5片が仮置き中の気水分離器上（水中）に落下した。4片は、気水分離器上部（水中）より回収。1片は、気水分離器下部（水中）にて発見され、回収準備中。 今後、原因調査後、対応検討。 | G II | |
| 7 | 4号機 | プラント停止後のタービン建屋内ドレンファンネルの点検において、ファンネルカバーの止めネジ紛失等の不具合（計6箇所）が認められたため、当該ファンネルを修理 | G III | |
| 8 | 4号機 | タービン補機冷却系のタービン駆動原子炉給水ポンプ（A）用油冷却器（B）の冷却水入口弁において、シートリークが認められたため、当該弁を点検・修理 | G III | |
| 9 | 5号機 | 所内ボイラ設備給水ポンプ（A）駆動用電動機の点検において、電動機ブラケット取付ボルトに腐食が認められたため、当該ボルトを交換 | G III | |
| 10 | 5号機 | 制御棒駆動水圧制御ユニット（38-31）用アキュムレータの水側排水用ホースに亀裂が認められたため、当該ホースを交換 | G III | |
| 11 | 6号機 | 主発電機密封油処理装置において、拡大槽の油レベル「高」を示す警報が発生したことから、同拡大槽の油レベル調整用フロート弁の動作不良が推定されるため、当該フロート弁を点検・修理 | G III | |
| 12 | 集中環境施設 | 補助ボイラ設備（A）給水流量計に指示値不良（ハンチング）が認められたため、当該流量計を点検・修理 | G III | |

| No. | 号機等 | 不適合件名 | グレード | 備考 |
|-----|--------|--|-------|----|
| 13 | 集中環境施設 | 補助ボイラ設備への清缶剤注入操作時、清缶剤ポンプにストローク調整不良が認められたため、原因調査後、対応検討 | G III | |
| 14 | その他 | 海生物処理設備ダストコンベア（No. 1）のチェーン及びコンベア上曲部送り装置のチェーン誘導ホイールに破損が認められたため、原因調査後、対応検討 | G III | |
| 15 | その他 | 海生物処理設備環境集塵装置と袋詰め装置間の排気配管に、焼却灰の詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃 | G III | |